

胆沢扇状地の散村の成立と「在家」の構造  
 — 散居・小村落地域における在家の構造に関する一試論 —  
 (保有耕地の復元から考究する歴史時代における  
 散居村落・小村落の成立と構造・5)

岡 村 光 展

目 次

はしがき

- I 3町またはそれ以上の耕地・屋敷地を保有する寛永検地帳名請人の構造
  - 1) 寛永検地帳名請人1個の経営体(1農家)から構成されていると推定される事例
  - 2) 寛永検地帳名請人が複数の経営体(農家)から構成されていたと推定される事例
- II 考察(結び)

キーワード 散居・小村落地域, 1在家, 小経営体, 複数の小経営体,

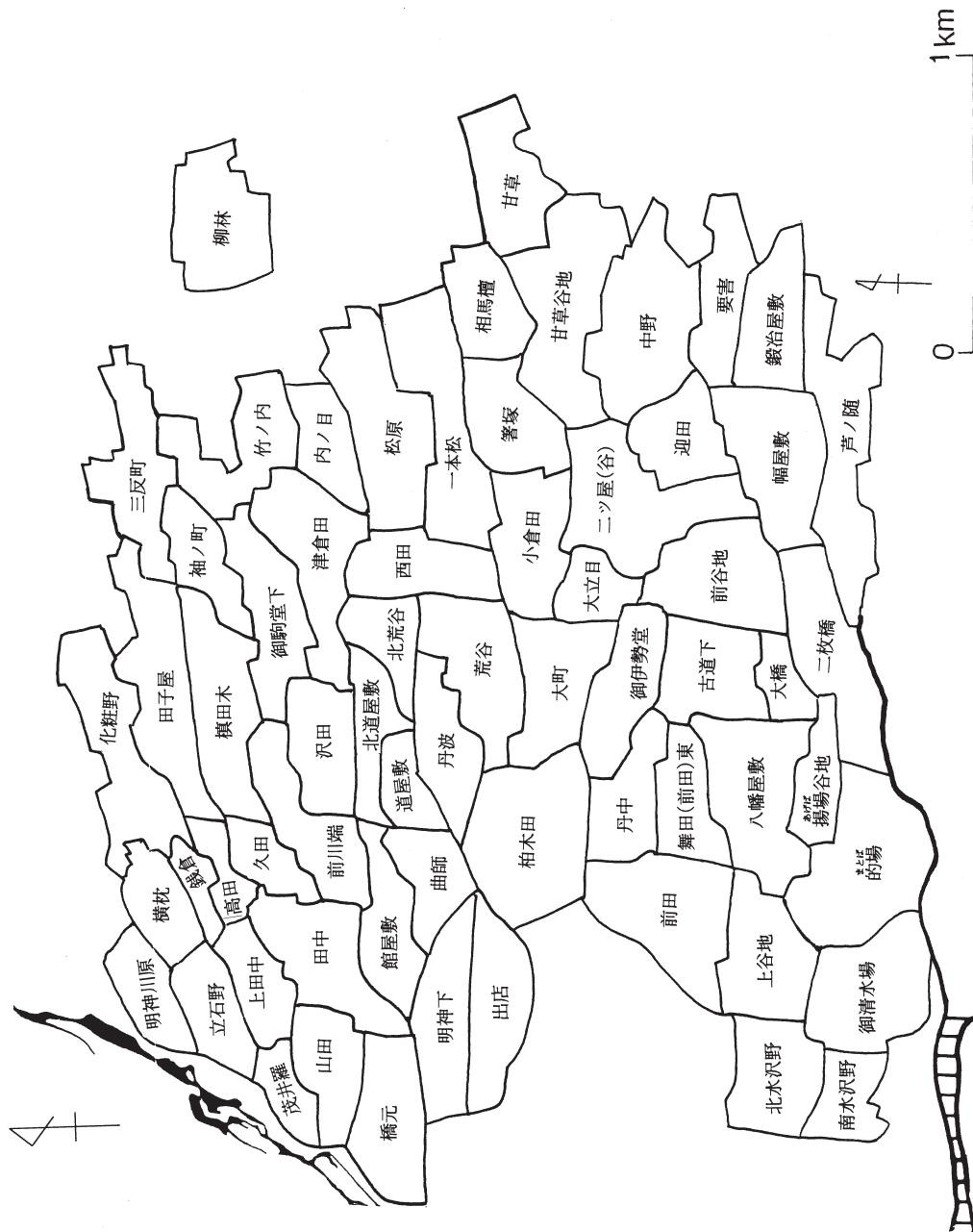
**はしがき**

筆者は先に胆沢扇状地の散居村落の成立と構造についての全体的考察を進めつつ、明治初期の絵図(談合絵図)<sup>1)2)</sup>に基づいてその当時の農家の所有耕地を復元し、その分析や寛永検地帳名請人と照合等の方法を駆使して、散居村落の成立とその本質的性格を探ってきた。最小の生産生活空間である用排水路や小径に囲まれた「字」が近世初頭には成立しており、その中に1~2の寛永名請人が居を構えていた事を報告しておいた。一つの字の中央に居を構え周囲の耕地の経営に当たる、かかる居住様式では、屋敷地とその周囲の耕地に対して、強固な独立保有意識が生まれる。1字に複数の名請人が居住していた場合でも、名請人相互の間に同族的紐帯は欠如していた。当然、複数の名請人の間に保有耕地の錯闊もなかった。極稀に、字面積が広い場合には、名請人からの分家も派生していたが、その同族的紐帯は微弱であった。かかる居住様式では「字」は非常に重要な意義を有しており、これに正式の名称を付して境界を画定することこそ、談合絵図作成の目的で

あったと考えられる。

次に、当地域では、明治以前はどの農家も「屋敷名」を有していた。中世の在家名に起源する屋敷地の名称であり、原則的には字の名称とは別である(同じ場合もある)。在家の核に由来する屋敷地は重要であり、『安永風土記』に記載されている屋敷名とその軒数の学術的価値はすこぶる高い。そもそも仙台藩においては、近世の分家は厳しく制限されており、安永風土記に記載されている屋敷名も、大部分が中世の在家屋敷に由来すると考えられるからである。また、近世における分家とは言っても、実際は絶家した別の農家の屋敷と耕地を踏襲している場合が多く、このケースでは、姓は変わっても屋敷名は確実に継承される。従って、家系の置換はあっても、保有耕地の復元や屋敷名の分析により、中世の在家の性格と散居村落という居住様式の本質の解明が可能であると筆者は考えている。

さらに、在家の性格を正確に捉えるためには、寛永検地帳において3町前後またはそれ以上の保有耕地が有る農民の実態を解明する必要がある。近世初頭期においてそのような規模の耕地を名請して検地帳に登録されている農民の事例に基づき、中世後期における在家農民の経営規模は大きく、これが解体しての小農民の独立による近世本百姓体制の成立を



第1図 明治10年(1877)頃における若柳村中央部の字界と字名(談合絵図の接合により筆者製図)  
 談合絵図の作成にともなって同年頃字界の画定が行われ、字名も付されたと考えられる。



第2図 明治10(1877)頃の若柳村中央部における屋敷名

論じるというのが、従来の一般的見解であるからである。<sup>6)</sup>

筆者は、このような従来の一般的見解に対して、根本的な疑問を抱いている。中世後期～近世初頭に見られたこのような規模（3町前後またはそれ以上）の在宅・名請人が単一の経営体（農家）による大規模経営であったのか。すなわち、検地帳には1名請人（中世後期の1在宅に由来）と表記されていても、名子などのような隸属関係はない独立した屋敷を構える複数の農家から構成されていたのではなかろうか、と筆者は考えている。これが散居地域の特質とも言えよう。また筆者が、骨寺地区の事例を報告しておいたように、銭貨で不足する労働力を近隣の農家から調達していたケース、つまり今日に言う「受委託」による耕地経営も、かつて存在していた。この方法ならば、手作り可耕面積を超えて、容易に耕地経営が可能である。ごく普通の耕地経営であり、住み込みの名子などの隸属的労働力を駆使しての富農的経営ではない。要するに、史料には現れない実態を解明する必要があり、中世後期の在宅＝大規模経営とこれの解体にともなう近世本百姓体制の確立、という如くの画一的見解を実証なしに立てることに、筆者はかねてより疑問を抱いている。

本稿では、上述規模の保有地を持つ寛永名請人について、前稿同様、その屋敷地を継承している農家の明治期初頭における所有耕地の復元を通して、近世初頭期・中世後期の姿を求めた。次章では主な名請人について、その保有耕地の復元に努め、上述のような在宅を中心とした諸問題に関して、筆者の見解を示し、歴史時代における散居という居住様式の成立の本質についての考察を試みた。

## I 3町前後またはそれ以上の耕地・屋敷地を保有する寛永検地帳名請人の構造

### 1) 寛永検地帳名請人が1個の経営体（1農家）と推定される事例

#### a) 野山田屋敷・与エ門

寛永の与エ門の家系を継承している本家・土谷善十郎の明治の所有耕地および屋敷地は、寛永のそれをそのまま継承していると考えられる。すなわち、遠距離の部分を除く明治の所有耕地の面積は、寛永の与エ門の名請耕地の面積とほぼ一致している。

明治期の宇野山田には、同じく「野山田」を屋敷名（明治以降は「家号」と称されている）とする農家が上記の土谷善十郎家を含めて4軒あり、そのうち

土谷姓は3件である。このうち、野山田松田屋敷の谷万之丞家も寛永以来の家系である。後者の耕地・屋敷地は与エ門の名請地に含まれておらず、しかも両者の耕地に錯置も見られない（第3図）。1字内に緩やかな同族関係にある2軒の農家が近世初頭に存在していた事例である。安永風土記にも既に4軒の農家の記載があり、寛永期にも上記2軒を含めて3～4軒の農家が存在していた可能性が高い。銭貨で雇用される形や小作で、保有面積が大きい上記2軒の耕地の耕作にも当っていたと考えられよう。

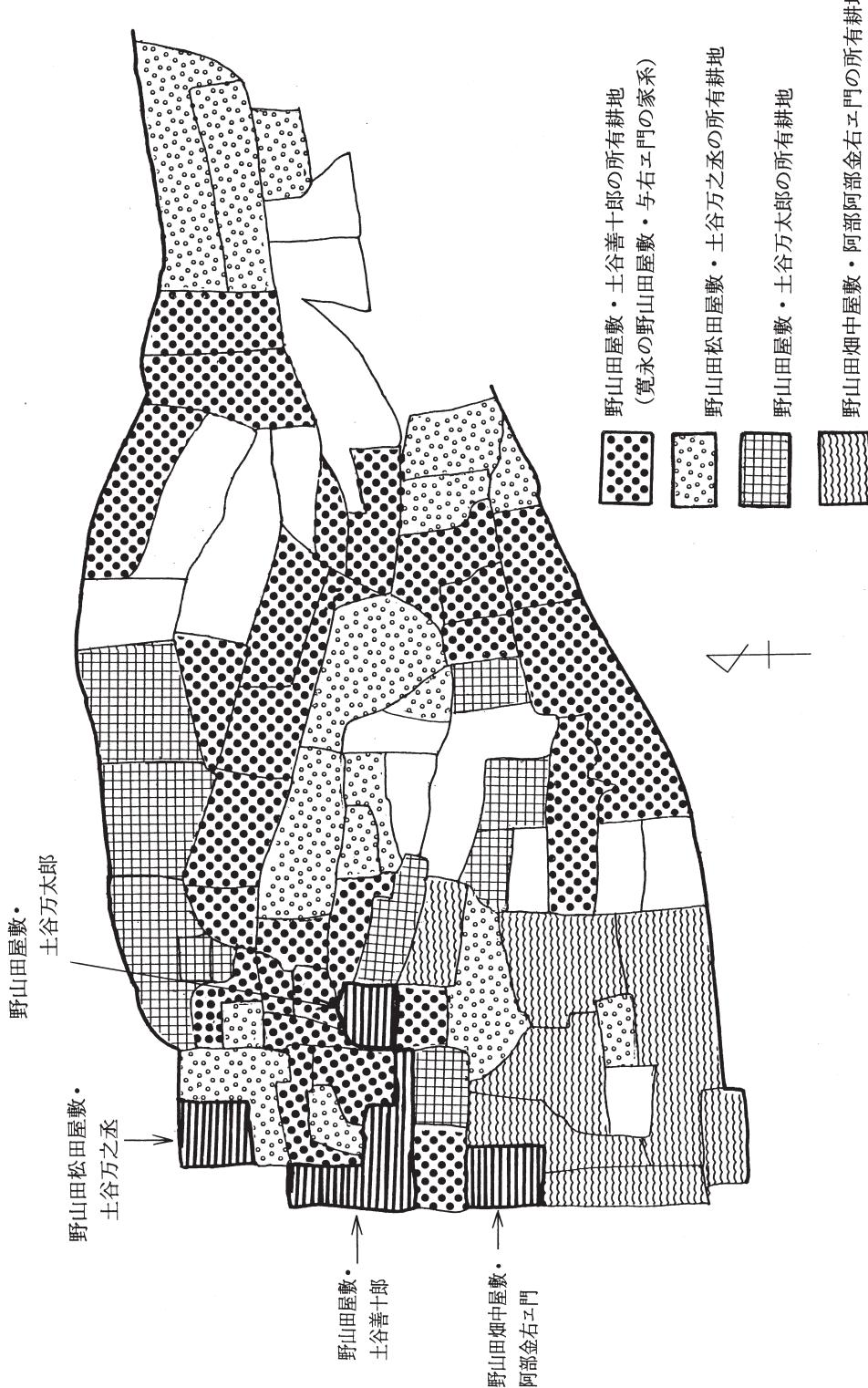
#### b) 山田屋敷・彦左エ門

寛永の山田屋敷・彦左エ門は、5町2反8畝3歩もの耕地・屋敷地を名請けている。この家系を継承している明治の山田屋敷・阿部彦左エ門は、寛永の彦左エ門の名請地面積にほぼ一致する5町1反3畝17歩の耕地・屋敷地を所有している。安永期にも同屋敷の戸数は1軒であり、寛永以来一つの家系が続いてきたことが分かる。明治の彦左エ門の所有耕地の分布を見れば、屋敷に近い字山田に1町7反8畝25歩の水田を所有しており、この部分が手作りであったと考えられる。屋敷から遠い字揚場谷地に6反9畝5歩、字八幡屋敷に5反2畝4歩、その他の字に1反9畝9歩の水田があり、これらは小作に出されていたか、銭貨で雇用された労働力で耕作されていたのであろう。畠も、屋敷から遠い字揚場谷地の1反4畝14歩などは同様である。中世においては加地子の收取もあったと考えられるが、5町を超える耕地に対して、一つの経営体しか存在しないという特別な事例である。

#### c) ニツ(ニツ谷)屋敷・与エ門

寛永の二つ屋敷・与エ門は、3町2反9畝29歩の耕地・屋敷地を名請けている。明治期における二つ谷屋敷・阿部今朝治は3町4反7畝23歩の耕地・屋敷地を所有しており、寛永の与エ門の名請地面積とほぼ一致している。安永期にも「二つ(谷)」を屋敷名とする農家は1軒だけであり、安永以降に家系の変換はあるものの、寛永の与エ門の耕地・屋敷地は、明治まで継承されてきたと考えられよう。屋敷地自体も寛永の与エ門のそれが2反2畝20歩、明治の阿部今朝治が2反4畝7歩と、両者はほぼ一致している。

そこで明治の阿部今朝治の所有している水田の分布を見れば、屋敷と同じ字真田木にある水田は2町3反8畝21歩と、全てを手作りするには広いが、同



第3図 明治期初頭の字「野山田」における耕地所有の状態

じ屋敷名を冠している経営体は安永期にも明治期にも無く、手作りが主であったと考えられる。

## 2) 寛永検地帳名請人が複数の経営体(農家)から構成されていたと推定される事例

### d) 銭倉屋敷・外記

寛永の銭倉屋敷・外記は水田2町3反5畝15歩、畑4反2畝24歩、屋敷7畝6歩の計2町8反5畝15歩の耕地・屋敷地を名請けている。寛永の外記の家系を継承している明治の銭倉屋敷・菊地養吉は、屋敷と同じ字上田中に3反5畝23歩の水田を、隣接する字銭倉に9反9畝6歩の水田を所有しており、両者の合計1町3反4畝29歩は手作りであったと考えられる。明治期のもう1軒、すなわち銭倉屋敷阿部弁蔵は1町2反2畝19歩の水田を所有しており、これら2軒の水田の合計2町5反7畝18歩が、外記の水田2町3反5畝15歩であったと考えられる。耕地・屋敷地の合計でも見ても、明治期における2軒が所有していた耕地・屋敷地の面積の合計3町6反2畝29歩の内の相当部分が、外記のそれの2町8反5畝15歩に当たると考えられよう。後者の家系がどこまで遡及し得るかは不明であるが、安永風土記にも「銭倉屋敷」に2軒の屋敷数が記載されており、この頃の2軒の農家の存在が確認できる。この状態はそのまま寛永まで遡り、2個の経営体を代表するのが外記で、2町8反余もの外記の名請地は、2個の経営体(農家)の保有耕地・屋敷地の全てを含むものであったと考えて良かろう。

### e) 久田屋敷・三右エ門

寛永の久田屋敷・三右エ門は、5町2反1畝25歩の耕地・屋敷地を名請けている。寛永の三右エ門の家系を継承している明治の久田屋敷・菊地三右エ門は、寛永の三右エ門のはば二分の一に当たる合計2町6反5畝20歩の耕地・屋敷地を所有している。安永風土記に記載されている久田屋敷の軒数も2であり、寛永期にもほぼ同じ面積の耕地・屋敷地を保有していたもう一つの経営体の存在が考えられる。両者を合わせたものが、寛永の三右エ門の名請地であったのであろう。この点は、前稿に報告しておいた金入道屋敷・讚岐の事例と同様であるが、明治期には久田屋敷は1軒のみである。寛永の三右エ門の名請地を耕地を構成していた筈のもう一つの経営体の耕地・屋敷地が安永期以降に、家系を異にする明治のどの農家に継承されているかは不明である。

### f) 館(達)屋敷・惣右エ門

寛永の館屋敷・惣右エ門は、4町8反6畝20歩の耕地・屋敷地を名請けている。惣右エ門の家系を継承している明治の館屋敷・佐々木丈吉は、2町5反5畝25歩の耕地・屋敷地を所有している。その内、水田1町7反2畝21歩は全て屋敷と同じ字になり、手作りであったことが分かる。安永風土記に記載されている館屋敷の軒数も1である。

ところが、明治期の同じ字内に、達屋敷を屋敷名(家号)としている佐々木直蔵が、2町9反26歩もの耕地・屋敷地を所有している。安永風土記にも、「達屋敷」を冠している2軒の農家の存在が記載されている。「館屋敷」も「達屋敷」も同一の屋敷名と考えられるので、寛永期には惣右エ門の家系を明治まで継承した経営体(農家)とは別に、1~2の経営体の存在が想定される。これらの2~3の経営体の耕地・屋敷地を合わせたものが、惣右エ門の名請地であったと考えられよう。

### g) 田元屋敷・弥左エ門

寛永の田元屋敷弥左エ門は、2町5反9畝20歩の耕地・屋敷地を名請けている。家系が継承されているか否かは不明であるが、明治期において2軒の田元屋敷名を冠している農家、すなわち田元屋敷・佐々木与一と同・安倍清助は、寛永の弥左エ門の保有貫文高2貫865文の二分の一を、それぞれ継承している(佐々木与一が1貫433文、安倍清助が1貫432文)。面積についても、前者の耕地・屋敷地の所有面積の合計が1町6反4畝23歩、後者が1町5反19歩と、両者はほぼ等しい。その内訳を分析しても、佐々木与一の所有していた水田9反4畝21歩は、全て屋敷と同じ字か近隣の字にある。また、安倍清助の所有していた水田1町4畝28歩も同様である。両者の合計1町9反9畝19歩が、寛永の弥左エ門の保有水田の2町1反4畝1歩に当たると考えられよう。

畑に関しては同様である。前者の屋敷に近い畑は1反1畝21歩、後者のそれは1反9畝27歩で、これらの合計の3反1畝18歩が、寛永の弥左エ門の保有畑の2反5畝3歩に当たると考えられよう。屋敷地の合計も同様である。佐々木与一の屋敷地8畝11歩と安倍清助の屋敷地1反2畝8歩の合計2反19歩が寛永の弥左エ門の屋敷地2反16歩に合致する。安永風土記にも、隣の東田元屋敷分を含めて4軒の戸数が記載されているので、安永期に田元屋敷の屋敷名を冠する2個以上の経営体が存在していたことは確実である。

このような手順を踏んで、寛永期にも、ほぼ同格の2個の経営体が存在していたことが確実視されよう。2個の経営体(農家)の保有耕地・屋敷地の全てが、寛永の弥左エ門の名請地であったと捉えられる(第4図)。

明治期における2軒の屋敷地は多少離れており、隣り合っていないことも注目される(第4図)。前稿においても指摘しておいたように、分家に際して屋敷地までを分割した結果離れた屋敷位置になったとは考えられないので、もともと独立している2個の経営体から成る寛永名請人を示している確実な事例と位置づけられる。中世後期における中核的在家の構成を探る手掛かりとも言えよう。貫文高の均等分割に一見されるのは、諸役負担単位が1在家であっても、実際は同格の2個の経営体から成っていたので、それぞれの貢納段階額が同量であったためである。したがって、2個の経営体(農家)が保有していたそれぞれの貫文高も同じ数値となる。この貫文高は、厳密にはそれぞれが保有していた耕地・屋敷地の面積に対応する訳ではないが(対応させることは不可能)、2軒それが現実に耕作していた耕地および居住していた屋敷地が、寛永検地帳の名請地として登録されたと位置づけられよう。さらに、中世から近世への移行期において「在家」という呼称が消滅し、屋敷地名と化して残ったのである。

#### **h) 田子屋敷・源左エ門**

寛永の田子屋敷・源左エ門は3町1反4畝5歩の耕地・屋敷地を名請けている。明治の田子屋敷・安倍金蔵の家系が、寛永の源左エ門の家系か否かは不明であるが、その耕地・屋敷地の面積7反2畝19歩は、寛永の源左エ門よりもはるかに少ない。ところが、安永風土記に記載されている田子屋敷の軒数は2であり、寛永期にも複数の経営体が存在していた可能性が高い。

#### **i) 上野町屋敷・四郎左エ門**

寛永の上野町屋敷・四郎左エ門は、4町1反8畝18歩の耕地・屋敷地を名請けている。明治期には、上野町を屋敷名(家号)としている2軒の農家、亀井幸吉家と阿部虎吉家があった。寛永の四郎左エ門の保有貫文高は4貫278文で、この二分の一の2貫139文を前者が、さらにその二分の一すなわち寛永の四郎左エ門の四分の一を、後者が所有している。したがって、残る四分の一を所有しているもう一つの経営体が存在していた筈である。これを裏付けるように、安永風土記にも上野町屋敷には3軒の戸数が記載さ

れている。これを耕地・屋敷地の面積で分析すれば、明治の亀井幸吉が所有していた耕地・屋敷地面積の2町4畝3歩に阿部虎吉の8反17歩を加えた2町8反4畝20歩に、更に阿部虎吉と同じ面積8反17歩を加えた3町6反5畝7歩が、四郎左エ門の4町1反8畝18歩に当たると考えられよう。4町を超える名請地であるから、3個の経営体から構成されていたとしても不思議ではない。

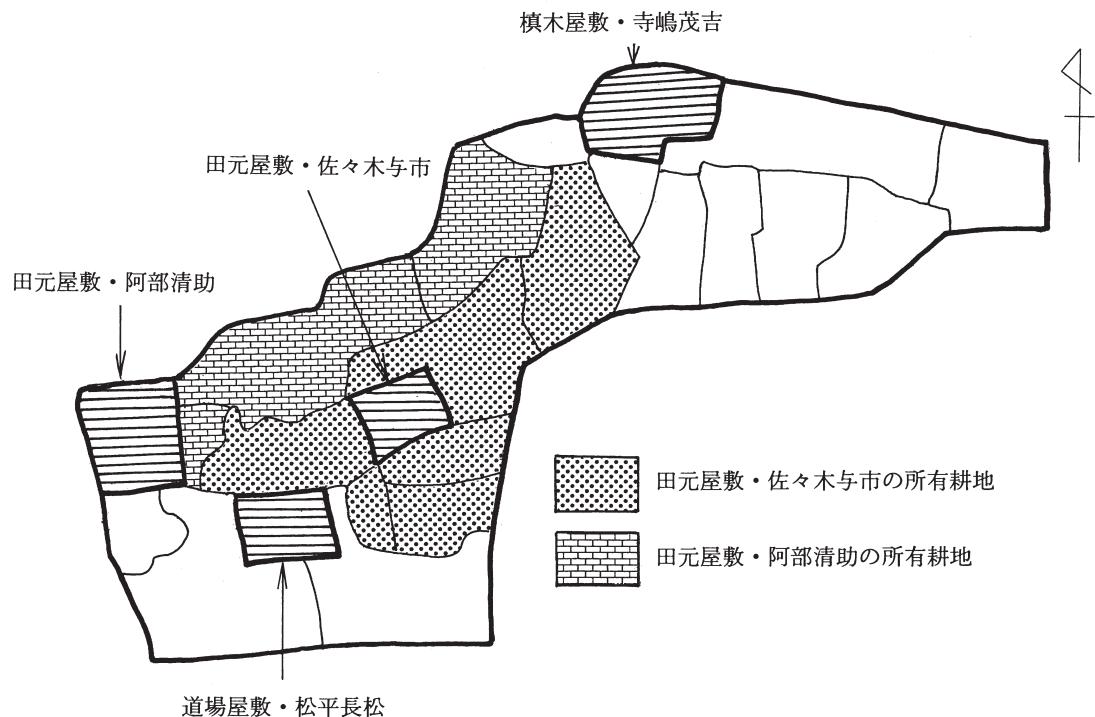
なお、明治の2軒が所有していた水田も、屋敷と同じ字御駒堂下か隣の字袖ノ町にあり、全て手作りであったと考えられる。寛永期に一つの名請人を構成していたと考えられる2軒の屋敷が、同じ字御駒堂下にあって、少し離れている事が注目される。上述の寛永の田元屋敷の事例と同様、独立している複数の経営体(農家)により1名請人(中世後期の在家)が構成されていたと推定される事例である。

なお、寛永名請人が保有していた貫文高の内、その二分の一だけが明治期にその屋敷名を受け継いでいる1軒の農家に継承されている事例は、他にも見られる。明治の竹野内屋敷・高橋源太郎は寛永の竹野内屋敷三郎エ門の貫文高2貫786文の二分の一を継承している。高橋源太郎が所有していた耕地・屋敷地1町5反22歩の2倍(3町1畝22歩)が寛永の三郎エ門の2町7反8畝19歩に当たると考えられる。これも寛永名請人が複数の経営体から構成されていたと推定される事例である。

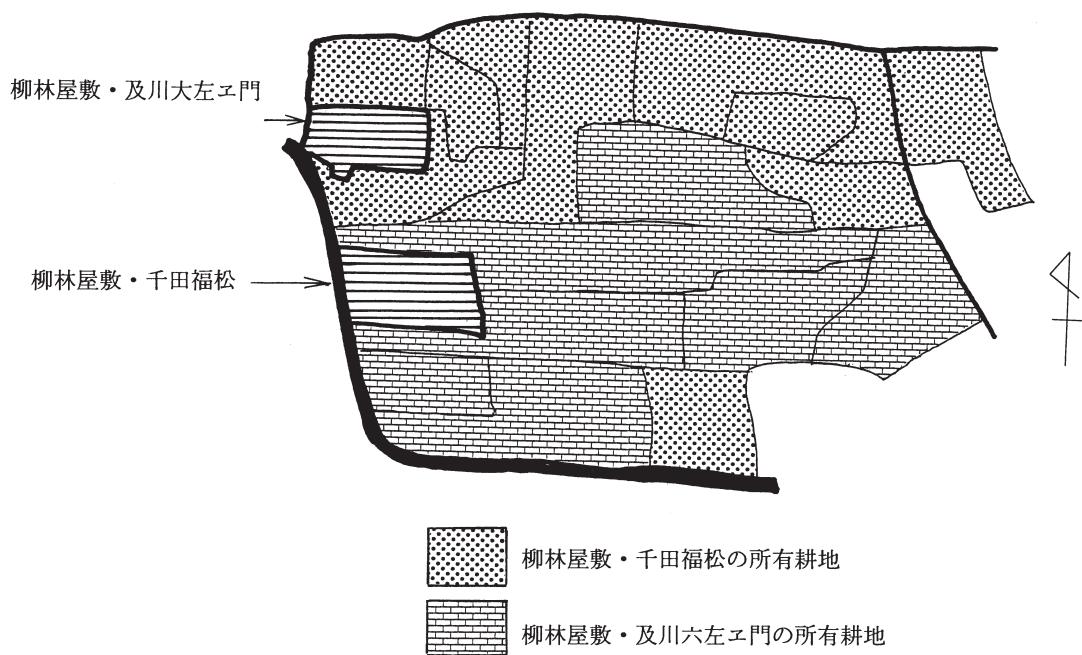
#### **j) 柳橋屋敷・助兵エ**

寛永の柳橋屋敷・助兵エは、2町7反3畝2歩の耕地・屋敷地を名請けている。明治期には、「柳林(柳橋)」を屋敷名(家号)に冠する2軒の農家、すなわち柳林屋敷・千田福松家と同屋敷・及川六右エ門家が存在していた。寛永の助兵エの保有貫文高2貫772文の二分の一ずつは、それぞれ2軒に継承されている。2軒の耕地・屋敷地面積の合計3町9反2畝28歩は、助兵エの2町7反3畝2歩よりは多いが、2軒の屋敷位置と所有耕地の分布を見ても、同格の2個の経営体が並存している様相を示している。耕地に錯闊も無く、屋敷地がむしろ若干離れている点が注目される(第5図)。

安永風土記に記載されている軒数は1であるが、これは、その時片方が絶家等により居住者が不在状態にあったか、同じ屋敷名を冠している2軒をその屋敷の隣接状態のために、1軒と記載したためであろう。明治期の2軒が美事に並存している姿は、寛永期にも見られたであろう。



第4図 明治期初頭の字「前川端」における耕地所有の状態



第5図 明治期初頭の字「柳林」における耕地所有の状態

第1表 1 寛永名請人の保有屋敷・耕地が単一の経営体から構成されていたと考えられる事例に関しての、  
寛永18年(1641)と明治初頭における地積の比較。

a) 字「野山田」の野山田屋敷・与エ門、寛永18年(1641)の名請人

	安永風土 記の軒数	田	畠 (屋敷含めず)	屋 敷	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
野山田屋敷・与右エ門	4	1・7・7・16	1・2・3・24	2・5・24	3・2・7・04

明治初頭における経営体(農家)

	田	畠 (宅地含めず)	宅 地	合 計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
野山田屋敷・土谷善十郎	2・5・1・27	7・8・02	1・9・28	3・4・9・27

※明治期には他に、野山田松田屋敷・土谷万之丞、野山田畠中屋敷・阿部金右エ門、野山田屋敷・土谷万太郎が居住している。安永風土記の野山田屋敷の軒数には、これらも含まれている。

b) 字「明神下」の山田屋敷・彦左エ門、寛永18年の名請人

	安永風土 記の軒数	田	畠 (屋敷含めず)	屋 敷	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
山田屋敷・彦左エ門	1	2・9・6・01	2・1・3・00	1・9・02	5・2・8・03

明治初頭における経営体(農家)

	田	畠 (宅地含めず)	宅 地	合 計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
山田屋敷・阿部彦左エ門	3・4・9・03	1・2・0・11	4・4・03	5・1・3・17

※明治期には他に、駒木田屋敷・佐々木長七、前惣ノ町屋敷・阿部清作が居住している。

c) 字「真田木」の二つ屋敷・与右エ門、寛永18年の名請人

	安永風土 記の軒数	田	畠 (屋敷含めず)	屋 敷	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
二つ屋敷・与右エ門	1	2・8・4・21	2・2・18	2・2・20	3・2・9・29

※寛永期には他に、東田元屋敷・平左エ門が屋敷も存在する。

明治初頭における経営体(農家)

	田	畠 (宅地含めず)	宅 地	合 計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
二ツ谷屋敷・阿部今朝治	2・6・7・15	5・6・05	2・4・07	3・4・7・27

※明治期には他に、東田元屋敷・阿部留五郎、二ツ谷屋敷・阿部今朝治が居住している。

第2表 1 寛永名請人の保有屋敷・耕地が複数の経営体から構成されていた事例に関しての、寛永18年(1641)と明治初頭における地積の比較。

d) 字「上田中」の錢倉屋敷・外記、寛永18年(1641)の名請人

	安永風土 記の軒数	田	畠 (屋敷含めず)	屋 敷	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
錢倉屋敷・外記	3	2・3・5・15	4・2・24	7・06	2・8・5・15

明治初頭における経営体(農家)

	田	畠 (宅地含めず)	宅 地	合 計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
錢倉屋敷・菊地養(用)吉	1・3・4・29	4・1・11	1・7・00	1・9・3・17
錢倉屋敷・阿部万蔵				

※明治期には他に、中田屋敷・阿部万十郎が居住している。

e) 字「田中」の久田屋敷・三右エ門、寛永18年の名請人

	安永風土 記の軒数	田	畠 (屋敷含めず)	屋 敷	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
久田屋敷・三右エ門	2	3・4・3・10	1・6・3・25	1・4・20	5・2・1・25

明治初頭における経営体(農家)

	田	畠 (宅地含めず)	宅 地	合 計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
久田屋敷・菊地三右エ門	1・5・7・27	9・7・16	1・0・07	2・6・5・20

※明治期には他に、大宮屋敷・阿部勘之丞、桜田屋敷・佐々木勇作、中田屋敷・阿部忠作、下田中屋敷・小野寺伊代吉、新屋敷・佐々木金助が居住している。

f) 字「館屋敷」の館(達)屋敷・惣右エ門、寛永18年の名請人

	安永風土 記の軒数	田	畠 (屋敷含めず)	屋 敷	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
館屋敷・惣右エ門	1	4・0・1・27	6・0・02	2・4・21	4・8・6・20

明治初頭における経営体(農家)

	田	畠 (宅地含めず)	宅 地	合 計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
館屋敷・佐々木丈吉	1・7・2・21	7・3・14	9・20	2・5・5・25
達屋敷・佐々木直蔵	1・0・9・09	7・4・23	1・6・24	2・0・0・26

g) 字「前川端」の田元屋敷・弥左エ門、寛永18年(1641)の名請人

	安永風土 記の軒数	田	畠 (屋敷含めず)	屋 敷	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
田元屋敷・弥左エ門	4	2・1・4・01	2・5・03	2・0・16	2・5・9・20

※寛永期には他に、楨木屋敷・作右エ門の屋敷が存在する。「安永風土記」記載の軒数4は、東田元屋敷の軒数が含まれている。

明治初頭における経営体(農家)

	田	畠 (宅地含めず)	宅 地	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
田元屋敷・佐々木与一	9・4・21	6・1・21	8・11	1・6・4・23
田元屋敷・安倍(阿部)清助	1・0・4・28	4・3・17	1・2・08	1・6・0・23

※明治期には他に、楨木屋敷・寺島茂吉が居住している。

h) 字「御伊勢堂」の田子屋敷・源左エ門、寛永18年の名請人

	安永風土 記の軒数	田	畠 (屋敷含めず)	屋 敷	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
田子屋敷・源左エ門	2	2・6・9・05	3・4・18	1・0・12	3・1・4・05

※寛永期には他に、東兵法屋敷・多左エ門、揚場屋敷・十次郎の屋敷が存在する。

明治初頭における経営体(農家)

	田	畠 (宅地含めず)	宅 地	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
田子屋敷・阿部金蔵	6・3・23	1・16	7・10	7・2・19

※明治期には他に、東兵法屋敷・小野寺六右エ門、揚場屋敷大屋・安倍正助が居住している。

i) 字「御駒堂下」の上野町屋敷・四郎左エ門、寛永18年の名請人

	安永風土 記の軒数	田	畠 (屋敷含めず)	屋 敷	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
上野町屋敷・四郎左エ門	3	2・1・4・29	7・5・23	2・7・26	4・1・8・18

※寛永期には他に、角屋敷・主計、同弥蔵の屋敷が存在する。

明治初頭における経営体(農家)

	田	畠 (宅地含めず)	宅 地	合 計
		町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
上野町屋敷・亀井幸吉	1・2・6・00	6・4・05	1・3・28	2・0・4・03
上野町屋敷・阿部虎吉	6・4・11	•24	1・5・12	8・0・17

※明治期には他に、角屋敷・佐々木米吉が居住している。

j) 字「柳林」の柳橋屋敷・助兵エ、寛永18年(1641)の名請人

安永風土 記の軒数	田	畠 (屋敷含めず)	屋敷	合計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
柳橋屋敷・助兵エ	1	1・9・4・05	4・6・27	3・2・00 2・7・3・02

明治初頭における経営体(農家)

	田	畠 (宅地含めず)	宅地	合計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
柳林屋敷・及川六右エ門	1・8・5・07	4・3・04	1・0・20	2・3・9・01
柳林屋敷・千田福松	1・2・9・20	1・5・02	8・26	1・5・3・18

## II 考察(結び)

当地に残されている絵図(談合絵図)と安永風土記は貴重な資料である。談合絵図は明治10年前後の作成と考えられ、小畦畔の記載は無いものの、地番界でもある大畦畔とその地番ごとの所有者、用排水路、大小の径を正確に記している。明治30年頃に作成されて各役場に保管されている地籍図とは、字の形態をかなり異にしている。中世後期から本格的な水田開発が進行し、江戸時代を通して平野一面に網状の用水路や大小の径が展開していった様相を示し、一度の耕地整理も行われていなかった時代の耕地景観が、平野一面に復元できる唯一の絵図である。再三指摘しておいたように、そのように自然に形成された字の中の屋敷に、居を構えるのが散居の本質であった。したがって、字が一つの生産生活空間を成し、その中に居を構える農家の耕地、とくに水田の手作り部分は字の中、もしくは近隣の字にあった。このような重要な意味を有していた字の境界を正式に画定するのが、談合絵図の作成目的であったと考えられよう。また、字の正式な名称も、この時付されたのであろう。この談合絵図の欠点は、一枚ずつ丁寧に制作された反面、縮尺の統一性に欠けるため、絵図相互の接合が非常に困難であることである。

この点に関して筆者は、絵図に記載された屋敷の位置を一軒ずつ確認することにより、屋敷とその周囲と字界との距離・方位を計測していった。旧若柳村の主要部<sup>前注5)</sup>に関しては、以前にも明治10年頃の屋敷位置を示しておいたが、今回は、ほぼ正確に字の境界線(用排水路や大小の経)を加えていくことができた。各図の接合も可能となり、各字の中に、1軒、

もしくは最大で数軒の農家の屋敷が点在している状況が示される(第1図及び第2図)。

さて明治10年頃の屋敷名(家号)ごとの農家軒数は、安永風土記に記載されている軒数と大体一致している。これを寛永期名請人と対照してゆけば、筆者が本稿のいくつかの事例で取り上げたように、一見、寛永期以降の分家による戸数増加のように見られる場合でも、実際は、寛永期から複数の経営体が存在していたと考えられる事例が殆どである。すなわち、3~4町もしくはそれ以上の耕地・屋敷地を保有していた寛永名請人も、複数の経営体(農家)から成っていたケースが大半と筆者は考えている。明治期において寛永名請人を構成していたと考えられる複数の農家が、野山田屋敷、金入道屋敷、八幡屋敷、田元屋敷・・・など同一の屋敷名を継承しているのはそのためである。

ここで更に、屋敷名についての考察を進めたい。寛永検地帳には、各名請人の脇に必ず屋敷名が付されている。中世から近世に移行するにともない、在家の名称は屋敷名化する。したがってこれこそが、中世における在家の名称、すなわち上記の例では、野山田在家(または野山田の在家)、金入道在家(金入道の在家)・・・に他ならない。仙台藩の寛永検地帳は、「検地帳」とは言っても名請人ごとの名寄帳である。上述の如く、その名請人には屋敷名が付されている。一つの屋敷名を持つ名請人は1人だけで、同じ屋敷名が付された名請人は他には存在しない。すなわち、寛永検地帳に見る仙台藩の年貢徵収の方法は、屋敷名を単位に行われていた事が分かる。屋敷地を核にした在家から諸役を徵収していた中世の方式と同じである。名請人よりも、名請人の脇に付されている屋敷名の方が重要であったとも言えよう。したがっ

て、寛永検地帳に登録されている名請人とその屋敷地が、複数の経営体（農家）のそれであっても不思議ではない。中世における在家に対する収取方式を踏襲したに過ぎない。

さらに、寛永検地帳に登録された名請人が保有していた耕地の各筆について、面積と共にその寛文高が並記されていることに、筆者は注目している。すなわち面積の下に、「〇貫△△文」（1貫は1000文）の如く記されている。石高本位体制に移行した筈の近世において、何故わざわざ貫文高を並記したのか。貫文高の把握が必要であったことに他ならない。中世後期においては、在家農民は諸役を段銭と段米で納めていた。仙台藩にあっては、近世に移行しても、しばらくは貢租を現物に併用して、錢貨でも上納させていたのではないかろうか。屋敷名の意義と同様、各地筆の面積よりもその下に並記されている貫文高の方が重要なのである。

さらに筆者は、幕末における農家の中に、寛永名請人が保有していた貫文高が、美事に折半された状態で継承されている事例が散見されることに注目している。すなわち、本稿で取り上げた田元屋敷、上野町屋敷、柳林屋敷、それに前稿で取り上げた金入道屋敷などにその例が見られる。貫文高が折半して継承されているそれぞれの2軒について、明治期の耕地・屋敷地面積を比較すれば、その面積は大体同じであるが完全に一致している訳でもない。この点について筆者も先に、従来の一般的の見解、すなわち在家役屋体制の解体に伴う近世的小農の独立という考えに従つて<sup>前注1)および2)</sup>、中世後期における在家の分裂という解釈を示した。しかしここで、若干の修正を加えたい。すなわち、もともと同じ段銭を負担しているほぼ保有耕地・屋敷地面積が等しい2個の経営体（緩やかな同族関係にある2軒の農家）が存在しており、2軒で1個の在家を構成していた。2軒の間に負担上の優劣も無いので、保有貫文高も同じ値に表記され、これに合わせて同量の段銭を負担していた。この場合、「在家」とは単なる負担の単位、もしくは枠組みに過ぎないのである。もともと独立している複数の小農的経営体を、「在家」という枠組みで括ったに過ぎない。近世への移行による「在家」の呼称の消滅に伴い、寛永検地帳にかつての枠組みである屋敷名と負担代表者名を登録し、各地筆にその貫文高も並記した結果と考えられよう。

なお、貫文高の折半が、近世の分家に起因するものでないことは、以下の理由による。第一に、上述の如く検地帳の各地筆にはその貫文高が並記されて

いるが、それらの地筆を組み合わせて保有貫文高が等しくなるように分けることは、当時の技術では困難であること。仮にそれが可能であっても、そのような貫文高本位の分け方をすれば、保有耕地が著しく錯綜状態になる筈であるが、明治期の耕地所有状態からは、2軒の間で錯綜は見られないことである。

第二に、現実には想定し難いが、検地帳に記載されている耕地・屋敷地の各地筆をそれぞれを折半する方法である。この場合、貫文高は正確に二分されるが、現実の耕地は大畦畔で画された区画を、折半部分で小畦畔を造って分けざるを得ない。営農上このような事は現実には起こりえず、また明治期の耕地所有状態でも、そのような二分の跡は見られない。また屋敷地についても、これを二分したような跡は見られず、むしろ逆に、独立している三つの経営体が最初から存在していた事を示すばかりである。このような理由から、貫文高の折半状態は近世における分家によるものではなく、中世後期における在家の諸役負担を、主に段銭によって2軒で均等負担するための表示であったと考えてよい。いずれの事例でも、2軒が明治期に所有していた耕地・屋敷地面積に、多少の差が有るのはそのためである。また、2軒の貢租負担高は、検地帳の一筆ごとに記された貫文高とは直接に関係しない。段銭で納めていた中世は勿論の事、石高本位制の近世に至っても、2軒は同量の負担をした筈である。

さて、筆者は今迄、字、屋敷名、屋敷名ごとの安永風土記記載および明治初頭期における屋敷数、寛永検地帳に記されている貫文高についての考察を進めてきた。一つの字の中に、1個または複数の農家が居を構えており、1個の場合は勿論、複数の時でも同族関係が存在しない場合には、それぞれの経営体（農家）が1在家であった。この場合には、保有耕地は手作り可能面積の範囲であることが多い。つまり、字の広さ等により1個または複数のいずれであっても、独立した経営体は居を構えた屋敷地周囲の耕地を営々と手作りで耕作に当たっている散居景観を彷彿とさせる。

本稿で事例に取り上げた3町又はこれを超える屋敷地・耕地を保有していた寛永検地帳名請人も、その多くの実際は、複数の独立している経営体から構成されていたと考えられる。もともとは古い同族関係（擬血縁を含む本分家関係）にあり、屋敷地も近接していたので一つの在家として登録されたのであろう。勿論この場合でも、1個の経営体の保有耕地は手作り可能程度の面積であった。いずれのケースに

せよ、屋敷地周辺の手作り可能程度の耕地を経営している散居集落の景観が想起される。仙台藩においては近世の分家を厳しく規制していた事から分かるように、このような景観は、近世初頭もしくは中世後期には成立していたと考えられよう。小農による普通の耕作景観である。

中世における「在家」とは言っても、本当に大規模な経営体であったのか。更には、これの解体による近世の小農による本百姓体制の成立を見たのか。史料には現われないこのような従来の定説的見解に対して、再三指摘しておいたごとく、筆者は根本的な疑問を抱いている。「在家」とは一般農民・農家を示す語に過ぎず、したがってその経営規模も、手作り可能程度の面積の耕地であった筈である。史料上には、3～4町もしくはそれ以上の耕地・屋敷地を保有していた「在家」と現れていても、その多くは緩やかな同族関係にあった複数の農家から成っていただけで、それらの個々は普通の経営規模の農家であったと、筆者は考えている。

ただし、本稿で取り上げている若柳村においても、寛永期に3町を超える経営規模であっても、明らかに単一の経営体から成っていたとみられる事例もある。字大歩の大歩屋敷平八と字明神下の山田屋敷彦左エ門であり、これ以外にも若干の例が見られる。前者は前九年後三年の役以来50代目にもなると言われる古い家系であり、後者は肝煎の家系である。この2例は近隣に同じ屋敷名を有している農家も無く、もともと単一の経営体が、3～5町の耕地を保有していたと考えられる。近世本百姓体制下で中世の加地子収取が否定されても、筆者が骨寺でその存在を指摘しておいたように、錢貨で実質的に労働力を確保する方法が有るので、大面積の耕地経営は可能であった筈である。いずれにせよ、普通の農民から成っており、在家役屋体制下でも農民間に複雑な階層性は想像し難い。

以上は、典型的な散居村落が展開する胆沢扇状地についての筆者の見解であるが、これを直ちに集居村落にまで適用することは問題であろう。唯一可視的に中世在家の様相を捉えうる骨寺（一関市本寺）の小村落と比較すれば、<sup>7) 8)</sup> 在家絵図が示す鎌倉時代後期においては筆者が指摘しておいたように、1在家は1個の小経営体（名子被官などを含まない普通の家族構成の農家）であったと想定される。筆者は在家絵図に描かれ、かつその原景観を今日に伝える骨寺地区の小村落を、東日本における村落の原初的景観と位置づけている。そこに描かれている鎌倉時代の在

家が中世後期に至っても、1個の在家は依然として1個の小経営体であったのか、つまり、耕地開発の進捗により在家の数は増えても、1在家は小農民経営であったのか。これを解明すれば、東日本における村落発展史が体系づけられよう。しかし、このような根本的命題を解明できるような史料など存在しない。考古学上の成果を援用しながら、耕地整理以前の図面の更なる分析や聴き取りなどに頼る以外に方途は無いように思われる。これらの重要な諸点については他日を期したい。

#### （謝辞）

長期の研究になりましたが、岩手県奥州市（旧胆沢町）の関係各位に対して深甚の謝意を表します。また、並行して進めている骨寺（本寺）地区に関しても、同一関市の関係各位に謝意を表します。

#### 注)

- 1) 岡村光展「胆沢扇状地における近世の散居集落」  
人文地理43-4, 1991, 1-23頁。
- 2) 岡村光展「胆沢扇状地低位段丘面の開発と近世の散居集落」、新潟大学教育学部紀要人文社会科学研究編33-2, 1992, 149-158頁。
- 3) 岡村光展「保有耕地の復元から考究する歴史時代における散居村落・小村落の構造—胆沢扇状地の事例(1)」、新潟大学教育人間科学部紀要人文社会科学編7-1, 2004, 51-66頁。
- 4) 岡村光展「保有耕地の復元から考究する歴史時代における散居村落・小村落の構造—胆沢扇状地の事例(2)」、2006, 157-170頁。
- 5) 前注1) および2)。筆者による過去帳の分析や聴き取りによる旧若柳村の家系の調査の他、胆沢町教育委員会（現奥州市）によっても家系の調査が行われている。
- 6) 個々の文献名は省略するが、傍系家族や複数の眷属を含むような大家族制度の基づく大耕地面積（おおむね3～4町以上）が解体して、小農民の独立による近世本百姓体制の成立を論じるのが一般的傾向。
- 7) 岡村光展「中世骨寺村在家絵図に描かれた小村落」新潟大学教育学部紀要・人文社会科学編3-1, 2010, 41-58頁。
- 8) 岡村光展「中世骨寺村在家絵図に描かれた小村落」新潟大学教育学部紀要・人文社会科学編3-2, 2011, 187-197頁。